

福島県「中小企業賃上げ緊急一時支援事業」について

令和8年1月30日現在の情報です。詳細については県のHPでご確認ください。

中小企業賃上げ緊急一時支援事業

支援対象者	福島県内の中小企業・小規模事業者等
主な支援要件	<p>①R7.9.5～R8.1.1の間に 【引き上げ前】時給1,018円以下の労働者の賃金を 【引き上げ後】時給1,033円以上に引き上げていること ※R8.1.1に引き上げてもOK</p> <p>②①に該当する「雇用保険被保険者」(R8.2.1時点で雇用されている者)</p> <p>③引き上げ後の賃金支払い実績(1ヶ月以上)</p> <p>④申請後1年間は雇用継続見込み</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・助成額 1人につき3万円 ・申請期間 令和8年2月下旬～5月31日(予定) ・申請方法 電子申請(予定) <p>(賃上げ前後の賃金台帳等を添付して申請)</p>

現時点の情報では、雇用保険の被保険者ではないパートやアルバイトの方は「対象外」となっています。ご注意ください。

<事務所より>

ここ数年、まもなく卒業される方向けに、ワークルールセミナーを実施しており、今年も行いました。漠然とした不安を抱えている方が多く、内容が1つでも役に立てればいいなどの思いで、話をさせていただきました。今月の年金相談日は12、20、26日です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしく願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地
<https://www.eto-srgs.com/>

☎ 0247-82-6265